

お客さま各位

株式会社三井住友銀行

カードローン規定等の規定類一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2016年10月3日(月)より、S M B Cコンシューマーファイナンス株式会社が保証する「三井住友銀行カードローン」,「教育ローン(無担保型)」,「フリーローン(無担保型)」,および「マイカーローン」の規定類を一部改定しますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象の規定類

商品名	対象の規定類(注1)
三井住友銀行カードローン	<ul style="list-style-type: none"> ・カードローン規定 ・保証委託約款(カードローン用) ・個人情報の利用に関する同意書 ・個人情報の取扱いに関する同意条項(保証会社用)
教育ローン(無担保型) フリーローン(無担保型) マイカーローン	<ul style="list-style-type: none"> ・保証委託約款(目的別ローン用) ・個人情報の利用に関する同意書 ・個人情報の取扱いに関する同意条項(保証会社用)

(注1)「個人情報の利用に関する同意書」および「個人情報の取扱いに関する同意条項(保証会社用)」は、全商品共通です。

2. 改定概要

規定類	改定する条項(注2)	改定概要
カードローン規定	約定返済等(第8条)	当座貸越元金額が300万円以下の場合における約定返済金額を改定します。
保証委託約款 (カードローン用)	管轄裁判所の合意(第13条)	保証会社との合意管轄裁判所に係る記載を改定します。
保証委託約款 (目的別ローン用)	管轄裁判所の合意(第13条)	
個人情報の利用に関する同意書	個人信用情報機関の利用等(第4条)	株式会社日本信用情報機構における信用情報の登録期間および問い合わせ先の電話番号に係る記載を改定します。
個人情報の取扱いに関する同意条項 (保証会社用)	<ul style="list-style-type: none"> ・申込情報の登録(第3条) ・個人情報の加盟先機関への提供(第5条) ・個人情報の登録(第6条) ・加盟先機関(第9条) 	

(注2) 規定類の新旧対照表は、本書の末尾に記載しております。

3. 改定後の規定類が適用されるお客さま

- (1) 2016 年 10 月 2 日 (日) までにご契約いただき、契約継続中のお客さま
- (2) 2016 年 10 月 3 日 (月) 以降にご契約いただくお客さま

4. お問い合わせ先

本件についてご不明な点等がございましたら、三井住友銀行カードローンプラザ（フリーダイヤル：0120-923-923）までお問い合わせください。

以上

新旧対照表 < カードローン規定 >

改定前	改定後																																
<p>第1条～第7条（省略）</p> <p>第8条（約定返済等）</p> <p>（1）～（2）（省略）</p> <p>（3）「約定返済金額」は、約定返済時の当座貸越元金額に応じ、以下の通りとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定返済時における当座貸越元金額</th> <th style="text-align: center;">約定返済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1万円未満の場合</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約定返済時における借入残高全額 （ただし、1万円を上限とします。）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1万円以上50万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>50万円超100万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>100万円超150万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>150万円超200万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>25,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>200万円超500万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>借入残高が50万円増すごとに 5,000円を追加</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>500万円超600万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>60,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>600万円超700万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>65,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>700万円超800万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>上表にかかわらず、約定返済時における未払利息および遅延損害金の合計額が上表に定める約定返済金額を超える場合は、その未払利息および遅延損害金の合計額を約定返済金額とします。</p> <p>（4）～（5）（省略）</p> <p>第9条～第29条（省略）</p>	約定返済時における当座貸越元金額	約定返済金額	<u>1万円未満の場合</u>	<u>約定返済時における借入残高全額 （ただし、1万円を上限とします。）</u>	<u>1万円以上50万円以下</u>	<u>10,000円</u>	<u>50万円超100万円以下</u>	<u>15,000円</u>	<u>100万円超150万円以下</u>	<u>20,000円</u>	<u>150万円超200万円以下</u>	<u>25,000円</u>	<u>200万円超500万円以下</u>	<u>借入残高が50万円増すごとに 5,000円を追加</u>	<u>500万円超600万円以下</u>	<u>60,000円</u>	<u>600万円超700万円以下</u>	<u>65,000円</u>	<u>700万円超800万円以下</u>	<u>70,000円</u>	<p>第1条～第7条（省略）</p> <p>第8条（約定返済等）</p> <p>（1）～（2）（省略）</p> <p>（3）「約定返済金額」は、約定返済時の当座貸越元金額に応じ、以下の通りとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定返済時における当座貸越元金額</th> <th style="text-align: center;">約定返済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2千円未満の場合</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約定返済時における借入残高全額 （ただし、2千円を上限とします。）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2千円以上50万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10万円以下の場合2,000円、 以後、当座貸越元金額が10万円 増すごとに2,000円を追加</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>50万円超300万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>60万円以下の場合11,000円、 以後、当座貸越元金額が10万円 増すごとに1,000円を追加</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>300万円超500万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>350万円以下の場合40,000円、 以後、当座貸越元金額が50万円 増すごとに5,000円を追加</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>500万円超800万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>600万円以下の場合60,000円、 以後、当座貸越元金額が100万円 増すごとに5,000円を追加</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>上表にかかわらず、約定返済時における未払利息および遅延損害金の合計額が上表に定める約定返済金額を超える場合は、その未払利息および遅延損害金の合計額を約定返済金額とします。</p> <p>（4）～（5）（省略）</p> <p>第9条～第29条（省略）</p>	約定返済時における当座貸越元金額	約定返済金額	<u>2千円未満の場合</u>	<u>約定返済時における借入残高全額 （ただし、2千円を上限とします。）</u>	<u>2千円以上50万円以下</u>	<u>10万円以下の場合2,000円、 以後、当座貸越元金額が10万円 増すごとに2,000円を追加</u>	<u>50万円超300万円以下</u>	<u>60万円以下の場合11,000円、 以後、当座貸越元金額が10万円 増すごとに1,000円を追加</u>	<u>300万円超500万円以下</u>	<u>350万円以下の場合40,000円、 以後、当座貸越元金額が50万円 増すごとに5,000円を追加</u>	<u>500万円超800万円以下</u>	<u>600万円以下の場合60,000円、 以後、当座貸越元金額が100万円 増すごとに5,000円を追加</u>
約定返済時における当座貸越元金額	約定返済金額																																
<u>1万円未満の場合</u>	<u>約定返済時における借入残高全額 （ただし、1万円を上限とします。）</u>																																
<u>1万円以上50万円以下</u>	<u>10,000円</u>																																
<u>50万円超100万円以下</u>	<u>15,000円</u>																																
<u>100万円超150万円以下</u>	<u>20,000円</u>																																
<u>150万円超200万円以下</u>	<u>25,000円</u>																																
<u>200万円超500万円以下</u>	<u>借入残高が50万円増すごとに 5,000円を追加</u>																																
<u>500万円超600万円以下</u>	<u>60,000円</u>																																
<u>600万円超700万円以下</u>	<u>65,000円</u>																																
<u>700万円超800万円以下</u>	<u>70,000円</u>																																
約定返済時における当座貸越元金額	約定返済金額																																
<u>2千円未満の場合</u>	<u>約定返済時における借入残高全額 （ただし、2千円を上限とします。）</u>																																
<u>2千円以上50万円以下</u>	<u>10万円以下の場合2,000円、 以後、当座貸越元金額が10万円 増すごとに2,000円を追加</u>																																
<u>50万円超300万円以下</u>	<u>60万円以下の場合11,000円、 以後、当座貸越元金額が10万円 増すごとに1,000円を追加</u>																																
<u>300万円超500万円以下</u>	<u>350万円以下の場合40,000円、 以後、当座貸越元金額が50万円 増すごとに5,000円を追加</u>																																
<u>500万円超800万円以下</u>	<u>600万円以下の場合60,000円、 以後、当座貸越元金額が100万円 増すごとに5,000円を追加</u>																																

<参考> 当座貸越元金額別の約定返済金額一覧

当座貸越元金額別の約定返済金額は、以下の通りです。

なお、約定返済期日にかかわらず、その日までの利息額以上の金額をカードローン口座にご入金いただくことにより、いつでもご返済いただくことができます。

約定返済時における 当座貸越元金額	約定返済金額
1円～1,999円	約定返済時における借入残高全額 (ただし、2千円を上限とします。)
2,000円～100,000円	2,000円
100,001円～200,000円	4,000円
200,001円～300,000円	6,000円
300,001円～400,000円	8,000円
400,001円～500,000円	10,000円
500,001円～600,000円	11,000円
600,001円～700,000円	12,000円
700,001円～800,000円	13,000円
800,001円～900,000円	14,000円
900,001円～1,000,000円	15,000円
1,000,001円～1,100,000円	16,000円
1,100,001円～1,200,000円	17,000円
1,200,001円～1,300,000円	18,000円
1,300,001円～1,400,000円	19,000円
1,400,001円～1,500,000円	20,000円
1,500,001円～1,600,000円	21,000円
1,600,001円～1,700,000円	22,000円
1,700,001円～1,800,000円	23,000円
1,800,001円～1,900,000円	24,000円
1,900,001円～2,000,000円	25,000円

約定返済時における 当座貸越元金額	約定返済金額
2,000,001円～2,100,000円	26,000円
2,100,001円～2,200,000円	27,000円
2,200,001円～2,300,000円	28,000円
2,300,001円～2,400,000円	29,000円
2,400,001円～2,500,000円	30,000円
2,500,001円～2,600,000円	31,000円
2,600,001円～2,700,000円	32,000円
2,700,001円～2,800,000円	33,000円
2,800,001円～2,900,000円	34,000円
2,900,001円～3,000,000円	35,000円
3,000,001円～3,500,000円	40,000円
3,500,001円～4,000,000円	45,000円
4,000,001円～4,500,000円	50,000円
4,500,001円～5,000,000円	55,000円
5,000,001円～6,000,000円	60,000円
6,000,001円～7,000,000円	65,000円
7,000,001円～8,000,000円	70,000円

上表にかかわらず、約定返済時における未払利息および遅延損害金の合計額が上表の約定返済金額を超える場合は、その未払利息および遅延損害金の合計額が約定返済金額となりますので、ご注意ください。

新旧対照表 < 保証委託約款（カードローン用） >

改定前	改定後
<p>私は、次の各条項を承認の上、株式会社三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）との、『カードローン規定』（以下「原契約」といいます。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、S M B Cコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託します。</p>	<p>私は、次の各条項を承認の上、株式会社三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）との、『カードローン規定』（以下「原契約」といいます。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、S M B Cコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託します。</p>
<p>第 1 条～第 12 条（省略）</p>	<p>第 1 条～第 12 条（省略）</p>
<p>第 13 条（管轄裁判所の合意） 私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、<u>（新設）保証会社本支店（営業所も含む）</u>所在地を管轄する<u>（新設）</u>裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 13 条（管轄裁判所の合意） 私は、本契約に関する訴訟および調停<u>（削除）</u>については、<u>訴額にかかわらず、保証会社の本社または営業所</u>所在地を管轄する<u>地方裁判所または簡易</u>裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

新旧対照表 < 保証委託約款（目的別ローン用） >

改定前	改定後
<p>私は、次の各条項を承認のうえ、株式会社三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）との、『ローン規定』（以下「原契約」といいます。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、S M B C コンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託します。</p>	<p>私は、次の各条項を承認のうえ、株式会社三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）との、『ローン規定』（以下「原契約」といいます。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、S M B C コンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託します。</p>
<p>第 1 条～第 12 条（省略）</p>	<p>第 1 条～第 12 条（省略）</p>
<p>第 13 条（管轄裁判所の合意）</p>	<p>第 13 条（管轄裁判所の合意）</p>
<p>私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、<u>（新設）保証会社本支店（営業所も含む）</u>所在地を管轄する<u>（新設）</u>裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p>	<p>私は、本契約に関する訴訟および調停<u>（削除）</u>については、<u>訴額にかかわらず、保証会社の本社または営業所</u>所在地を管轄する<u>地方裁判所または簡易裁判所</u>を管轄裁判所とすることに合意します。</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>

新旧対照表 < 個人情報の取扱いに関する同意条項（保証会社用） >

改定前			改定後		
第1条～第2条（省略）			第1条～第2条（省略）		
第3条（申込情報の登録） 加盟先機関は、当該申込情報を以下の期間登録します。			第3条（申込情報の登録） 加盟先機関は、当該申込情報を以下の期間登録します。		
加盟先機関	株式会社 日本信用情報機構	株式会社 シー・アイ・シー	加盟先機関	株式会社 日本信用情報機構	株式会社 シー・アイ・シー
登録期間	<u>申込日</u> から6ヵ月 <u>を超えない期間</u>	照会した日から6ヵ月間	登録期間	<u>照会日</u> から6ヵ月 <u>以内</u>	照会した日から6ヵ月間
第4条（省略）			第4条（省略）		
第5条（個人情報の加盟先機関への提供） 保証会社は、お客さまに係る本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞（ <u>新設</u> ）等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を加盟先機関に提供します。			第5条（個人情報の加盟先機関への提供） 保証会社は、お客さまに係る本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、 <u>延滞解消</u> 等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を加盟先機関に提供します。		
第6条（個人情報の登録） 加盟先機関は、当該個人情報を以下の期間登録します。			第6条（個人情報の登録） 加盟先機関は、当該個人情報を以下の期間登録します。		
加盟先機関	株式会社 日本信用情報機構	株式会社 シー・アイ・シー	加盟先機関	株式会社 日本信用情報機構	株式会社 シー・アイ・シー
登録期間	本人を特定するための情報 ・以下の または の情報のい ずれかが登録されている期間	本契約に係る客観的な取引事実 ・契約期間中および契約終了後 5年以内	登録期間	本人を特定するための情報 ・以下の または の情報のい ずれかが登録されている期間	本契約に係る客観的な取引事実 ・契約期間中および契約終了後 5年以内

	<p>契約内容および返済状況に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約継続中および<u>完済日から5年を超えない期間</u> <p>取引事実に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該事実の発生日から5年を超えない期間</u> <p>ただし、<u>延滞情報については延滞継続中、延滞解消および</u>債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年<u>を超えない期間</u></p>	<p>債務の支払いを延滞した事実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間中および契約終了後5年間 		<p>契約内容および返済状況に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約継続中および<u>契約終了後5年以内</u> <p>取引事実に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>契約継続中および契約終了後5年以内</u> <p>ただし、<u>(削除)</u>債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年<u>以内</u></p>	<p>債務の支払いを延滞した事実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間中および契約終了後5年間
<p>第7条～第8条（省略）</p> <p>第9条（加盟先機関）</p> <p>保証会社は、株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シーに加盟しています。</p>			<p>第7条～第8条（省略）</p> <p>第9条（加盟先機関）</p> <p>保証会社は、株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シーに加盟しています。</p>		
<p>加盟先機関</p>	<p>株式会社 日本信用情報機構</p>	<p>株式会社 シー・アイ・シー</p>	<p>加盟先機関</p>	<p>株式会社 日本信用情報機構</p>	<p>株式会社 シー・アイ・シー</p>
<p>連絡先</p>	<p><u>0120-441-481</u></p>	<p>0120-810-414</p>	<p>連絡先</p>	<p><u>0570-055-955</u></p>	<p>0120-810-414</p>
<p>ホームページ</p>	<p>http://www.jicc.co.jp/</p>	<p>http://www.cic.co.jp/</p>	<p>ホームページ</p>	<p>http://www.jicc.co.jp/</p>	<p>http://www.cic.co.jp/</p>
<p>第10条～第14条（省略）</p>			<p>第10条～第14条（省略）</p>		

新旧対照表 < 個人情報の利用に関する同意書 >

改定前	改定後
<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>第4条（個人信用情報機関の利用等）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は、各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行ではできません。）</p> <p>銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p>全国銀行個人信用情報センター</p> <p>http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p> <p>Tel 03-3214-5020</p> <p>同機関と提携する個人信用情報機関</p> <p>（株）日本信用情報機構</p> <p>http://www.jicc.co.jp/</p> <p>Tel 0120-441-481</p> <p>（株）シー・アイ・シー</p> <p>http://www.cic.co.jp</p> <p>Tel 0120-810-414</p> <p>第5条～第10条（省略）</p>	<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>第4条（個人信用情報機関の利用等）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は、各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行ではできません。）</p> <p>銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p>全国銀行個人信用情報センター</p> <p>http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p> <p>Tel 03-3214-5020</p> <p>同機関と提携する個人信用情報機関</p> <p>（株）日本信用情報機構</p> <p>http://www.jicc.co.jp/</p> <p>Tel 0570-055-955</p> <p>（株）シー・アイ・シー</p> <p>http://www.cic.co.jp</p> <p>Tel 0120-810-414</p> <p>第5条～第10条（省略）</p>